

自己託送実現可能性調査業務委託仕様書

1 業務名

自己託送実現可能性調査業務

2 業務目的

県営電気事業における現在の売電契約が、令和7年度末に満了することから、令和8年度以降の売電を通じた地域貢献の一環として、宮崎県企業局所有の発電所を活用した県有施設等への自己託送の実現可能性調査を行う。（県営電気事業の発電所及び売電契約状況は別表のとおり）

3 履行期間

契約の日から令和6年3月15日（金）まで

4 業務内容

宮崎県企業局は、電力システム改革（電力自由化）に伴って事業形態が多様化する中、令和2年3月に策定した「宮崎県企業局経営ビジョン」において、電力の安定供給を通じて安定した経営を図り、エネルギー地産地消といった地域貢献の取組の実施を掲げている。また、「2050年ゼロカーボン社会づくり」という県の施策の達成に向けて、再生可能エネルギーの重要性はますます高まっており、宮崎県企業局の所有する水力発電所への期待は大きいものと思われる。

本業務委託は、令和8年度以降の安定した売電収益と地域貢献を実現する取組の一つとして、自己託送を活用した県有施設への電力供給の実現可能性について調査を行うことを目的とする。自己託送を事業化していく上で、具体的な課題や対応策の検討を行うとともに、事業化の基本事項を案として整理するものである。

ただし、以下の事項に留意する。

(1) 現状・動向

自己託送に関連する国の施策について調査するとともに、自治体の先進事例について整理を行う。

- ・ 国等の施策の調査
- ・ 他自治体の先進事例

(2) 自己託送検討

○ 開始手続・運用業務の整理

自己託送を開始するにあたり、経済産業省、一般送配電事業者及び電力広域的運営推進機関に対する提出書類や契約書等の整理を行う。また、定期的な提出が必要な需給計画等の運用業務についても整理すること。

○ 供給対象施設の選定（需給シミュレーション）

企業局の所有する水力発電設備等の運転パターンと、企業局庁舎、北部管理事務所

及び知事部局等が所有する施設の需要のマッチングを行い、自己託送により電力供給を行う施設の選定を行う。また、供給対象の選定を行うにあたり、宮崎県企業局のPRとなるような施設についても検討すること。供給施設の一覧は別添「施設一覧」のとおり。(全ての施設への供給を行う必要はない。)

○ 運用の比較検討

施設への電力供給に関して、全量供給とするか、又は部分供給とするか、需給管理に関して直営とするか、又は委託とするか等について、比較検討を行う。

○ 収支試算・リスク評価

運用の比較検討したそれぞれの場合について、収支試算とリスク評価を行う。電力料金、託送料金及び需給調整の労務費等で構成される収支試算には、今後、新たなライセンスとして、特定需要供給事業者（仮）が設けられ、再エネ特措法の納付金及び容量拋出金が発生した場合についても考慮する。リスク評価に関しては、常時バックアップの廃止を前提としたインバランスコスト及び既に応札済みの容量市場からの退出のコスト（リリースオークションへの参加も含む）等を算出する。また、小売電気事業者を介したオフサイトPPAによる電力供給や、企業局庁舎及び北部管理事務所のデマンドレスポンスについても検討を行い、自己託送の収支試算と比較すること。

○ 電気料金処理方法検討

他会計への電気料金の請求方法及び処理方法について検討を行う。特に、インバランスが発生した場合の各施設の料金の精算方法については、各施設において不公平が生じないように考慮すること。

5 報告書作成

(1) 中間報告書

令和6年1月26日までに、その時点までの収集データ、分析結果をまとめた概略版と中間報告書を電子データにより提出すること。

(2) 最終報告書

令和6年3月1日までに、以下の書類を提出すること。

概略版、最終報告書A4版、カラー刷り2部、電子データ1部

6 留意事項

(1) 発注者は、本業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

(2) 調査職員からの指示・協議については、原則として書面により行う。ただし、緊急を要する場合、又は、内容が軽易な場合には、口頭による指示・協議等を行うことができることとし、後日、書面を提出する。

(3) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(4) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。

(5) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

- (6) 本委託で調査・検討した報告書の内容（電子ファイルを含む）の所有権や著作権は、原則としてすべて宮崎県企業局に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県企業局は、当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- (7) ChatGPT 等の生成系 A I を用いた提案の作成は、情報漏洩の危険性の観点から禁止する。

7 その他

この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して嫌疑が生じたときは、その都度協議するものとする。

別表

① 水力発電施設

発電所名	所在市町村	発電開始年月	最大出力 (kW)	年間目標供給電力量 (千 kWh)	F I T 適用	
石河内第一	木城町	昭和 25 年 5 月	22,200	75,070		
渡川	日向市	昭和 30 年 4 月	12,000	19,766 (1 台分)	令和 5 年 11 月から適用予定(改良工事中 10 月完成予定)	
綾第一	南機	小林市	昭和 33 年 4 月	25,000	89,708	
	北機		昭和 35 年 5 月			
綾第二	綾町	昭和 34 年 3 月	28,000	110,027	令和 10 年 4 月から適用予定	
田代八重	小林市	平成 12 年 4 月	5,800	18,650		
立花	西都市	昭和 38 年 2 月	13,400	26,679		
三財	西都市	昭和 38 年 7 月	8,800	25,760		
岩瀬川	都城市	昭和 42 年 7 月	18,600	56,946		
猿瀬	高原町	平成 16 年 4 月	1,700	6,933		
祝子	延岡市	昭和 48 年 4 月	17,300	49,119		
上祝子	延岡市	昭和 48 年 9 月	3,300	8,440		
浜砂	延岡市	平成 4 年 4 月	2,400	7,245		
祝子第二	延岡市	平成 24 年 4 月	35	142	令和 14 年 11 月まで	
酒谷	日南市	平成 28 年 10 月	520	2,353	令和 18 年 9 月まで	
合計			159,055	496,838		

※ 非 F I T の発電所に関しては、九州電力株式会社との「宮崎県営発電所の電力受給に関する基本契約書」が令和 8 年 3 月までの期間で締結されている。

② 太陽光発電施設

設置場所	所在市町村	発電開始年月	最大出力 (kW)	R5年度年間 目標供給電力 (千kWh)	FIT適用
工水配水池	日向市	平成22年2月	30	37	卒FIT
工水浄水場	日向市	平成26年3月	20	25	令和16年2月まで
一ツ瀬川県民 スポーツレク リエーション 施設	新富町	平成23年2月	90	102	卒FIT
綾第二発電所	綾町	平成26年3月	50	55	令和16年2月まで
合計			190	219	